

百五銀行 e-Tax データ受付サービス利用規定

第1条 本規定の範囲

百五銀行 e-Tax データ受付サービス利用規定(以下「本規定」といいます)は、株式会社百五銀行(以下「当行」)が提供する「百五銀行 e-Tax データ受付サービス」(以下本サービスといいますが)にて提供するサービスの利用に関して定めたものです。当行が本サービスの申込人(以下「契約者」といいます)に対し、これを承認し本サービスを提供する際には、当行と契約者との間に以下の利用規定が適用されるものとします。

また、当行は本サービス内容を契約者に事前に通知することなく変更することができるものとします。

第2条 提供するサービス

(1) サービス内容

本サービスは、当行が提供するインターネット上のサービスで、国税庁が提供する国税電子申告・納税システム(以下「e-Tax」といいます)に契約者が提出した税務申告データ及び電子納税証明書等の電子情報(以下「e-Tax データ」といいます)を、契約者の指図によりインターネットを介して当行に提出するためのサービスです。

契約者の指図は、本サービスの所定の画面(本サービス画面)に e-Tax の利用のために必要な「利用者識別番号」「暗証番号」およびその他の所定の項目を入力し、契約者が既に e-Tax を利用して申告した情報を指定する等、本サービス所定の操作を行うことにより行うことができます。

このほか、契約者の指図により当行に提出した履歴を確認することもできます。

(2) 利用環境

本サービスを利用できるのは、インターネットに接続されている等当行所定の環境を備えた端末(以下「端末」といいます)に限ります。ただし、当行所定の環境が備わっていても、契約者個別の設定がなされている場合等の事情により利用ができないことがあります。

端末、端末の周辺機器、通信回線等、当行所定の環境を備えるために必要な一切の費用は契約者の負担とします。

(3) 利用時間

本サービスの利用時間は、当行所定の時間内とします。なお、当行はこれらの利用時間を契約者に事前に通知することなく変更することができるものとします。ただし、当行所定の時間内であっても、e-Tax の運用時間、本サービスの提供に必要な設備の故障等により保守を行う場合、その他の事情により本サービスが利用できない場合があります。

第3条 サービスの申込

本規定の各条項に承諾の上、e-Tax の利用のために必要な「利用者識別番号」等所定の事項を記載した「百五銀行 e-Tax データ受付サービス申込書」(以下「申込書」といいます)による申込が必要です。契約者を担当する当行の取引店に、契約者がこの申込書を提出し、当行がこれを承認し所定の手続きを行ったときから、本サービスの利用ができるものとします。

第4条 本人確認

本サービスの利用時に画面に入力された情報に基づき以下に定める確認が取れた時点で、当行は正当な契約者本人による取引であると認めることができるものとします。

・契約者の「利用者識別番号」が本サービスの申込時に届け出られたものと一致していることの確認

・契約者の「利用者識別番号」と「暗証番号」により e-Tax へのログインが成功したことの確認

なおこの e-Tax へのログインは、本サービスの画面に入力された「利用者識別番号」「暗証番号」等を、本サービスの機能によって e-Tax に送信することにより行います。

第5条 代理人によるサービス利用

契約者の税務申告を代理した税理士等(以下「税理士等」といいます)が、別途株式会社 NTT データが税理士等に対して提供するサービス(以下「税理士用サービス」といいます)を経由して、契約者に代わって本サービスを利用することができます。なお、e-Tax の機能により、税理士用サービスにより当行に提出できる e-Tax データは、当該税理士等が電子申告を行ったものに限られています。

税理士等が契約者に代わって税理士用サービスを経由して本サービスを利用する場合であっても、契約者は本規定を承諾のうえ申込書を提出するものとします。

税理士等が税理士用サービスを経由して本サービスを利用する場合、当行は本サービスによる取引が常に契約者から当該税理士等への委任に基づいているものとして取り扱います。また、この

場合、前条を「本サービス」を「税理士用サービス」に、「契約者」を「税理士等」に、「本サービス」を「税理士用サービス」に、「契約者」を「税理士等」に読み替えて適用するものとします。

第6条 届出事項の変更等

(1) 連絡先の届出

当行は契約者に対し、本サービスに関する通知・照会・確認を行なうことがあります。その場合、申込書により当行に届け出た住所・電話番号等を連絡先とします。

ただし、契約者が別途当行と預金、融資等の取引のために住所・電話番号等を付けている場合、申込書に記載の住所・電話番号に代えてこれらを連絡先とすることができるものとします。

(2) 届出事項の変更

当行に対する届出事項に変更がある場合、契約者は直ちに当行所定の手続きにより取引店宛に届け出るものとします。別途当行と預金、融資等の取引がある場合は、当該取引に関する届け出をもって本契約に関する変更の届け出があったものとしてすることができるものとします。

契約者が届出を怠ったことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

(3) 通知等の到着

当行が本条(1)の連絡先に宛て通知・照会・確認を発信、発送し、または送付書類を発送した場合には、これらが延着し、または到着しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

(4) 本サービスを経由した書面等の交付

当行が契約者に対して各種書面等を提出・交付・送付・通知する場合は、当該書面等を当行が本サービス上に掲示した時点で、契約者に対して当該各種書面等の提出・交付・送付・通知が行なわれ、契約者に当該各種書面が到着したものとみなします。契約者は、当行所定の方法により各種書面を閲覧する義務を負うものとし、契約者が当該各種書面を閲覧しなかった場合、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

第7条 解約等

(1) 都合解約

本規定は当事者一方の都合で、通知によりいつでも解約することができます。なお、契約者からの解約の通知は当行所定の方法によるものとします。

(2) 解約の効力

当行からの解約の効力は、契約者に通知が到着した時点から発生するものとします。当行が前条(1)の連絡先に宛て解約通知を発送した場合には、これらが延着し、または到着しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

契約者からの解約の効力は、当行所定の方法により当行が解約処理を行なった時点から発生するものとします。

(3) 他の取引の解約

契約者が当行との預金、融資等の取引を解約した場合においても、本サービスの解約を所定の方法により行わない限り解約の通知はなかったものとします。

(4) サービスの利用停止

契約者に以下の各号の事由がひとつでも生じたときには、当行はいつでも、契約者に通知することなく、本サービスの利用の全部または一部を停止することができるものとします。

- 1 2年間にわたり、本サービスの利用がない場合
- 2 当行が前条(1)の連絡先に宛てた連絡等が不着になった場合
- 3 契約者と当行との取引約定(預金、融資ほか、本サービス以外の約定を含む)に違反した場合等、当行が本サービスの停止を必要とする相当の事由が生じた場合

(5) サービスの強制解約

契約者に以下の各号の事由がひとつでも生じたときには、当行はいつでも、契約者に通知することなく、本サービスを解約することができるものとします。

- 1 電子交換所の取引停止処分を受けた場合
- 2 支払の停止もしくは破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、または特別清算開始その他今後施行される倒産処理法に基づく倒産手続開始の申し立てがあった場合
- 3 契約者の財産について仮差押、保全差押、差押または競売手続開始があった場合
- 4 前3号の他、契約者の信用状態に重大な変化が生じたときと当行が判断した場合
- 5 解散その他営業活動を休止した場合
- 6 申込書または本規定に定める届出(変更の届出を含みます)につき、届出または記載の懈怠があること、または記載内容に誤りがあることが判明した場合

百五銀行 e-Tax データ受付サービス利用規定

(6) サービスの休止

当行は事前に契約者に通知することなく、本サービスを休止できるものとします。

(7) 規定の変更

当行は本規定の変更が必要であると判断した場合には、契約者に変更内容の通知を行なうことにより、本規定の内容を変更することができるものとします。契約者は、通知された内容に同意しない場合には、通知の際に定める、1週間以上の当行が相当と認める期間内にその旨を当行に通知するものとします。当行がこの変更不同意旨の通知を受領しない場合には、変更不同意があったものとみなします。

また、変更不同意旨の通知があった場合には、当行は事前に通知することなく本サービスを解約することができるものとします。

第8条 外部サービスの利用、業務委託の承諾

(1) 外部サービスの利用の承諾

当行は本サービスの提供にあたっては、一部の機能について株式会社 NTT データ (以下「NTT データ」といいます) が当行との契約により当行に提供する e-Tax データ受付サービス (以下「外部サービス」といいます) を利用します。本サービスの利用にあたって契約者は以下の各事項に異議なく承諾することとします。

- ・ 申込書記載の「利用者識別番号」、および当行が契約者を識別するための番号等の情報が、NTT データに提供されること
- ・ 本サービスの両面に入力される情報、本サービスにより当行に提出する e-Tax データを NTT データが取り扱うこと
- ・ e-Tax へのログインの手順が外部サービスにより行われること
- ・ NTT データが外部サービスの提供にあたりその業務を第三者に委託することがあること、またこの場合、その業務遂行に必要な範囲で当該第三者に契約者の情報が提供されること

(2) 受付等の業務の委託への承諾

当行が任意に定める第三者 (以下「委託先等」といいます) に、申込みの受付、申込書の承認、本サービスの利用開始に必要な所定の手続きの一部または全部を委託し、本サービスの提供に必要な範囲で契約者に関する情報を委託先に開示することができるものとし、契約者はこれに異議なく承諾することとします。

(3) システム運用・保守の委託への承諾

当行は、委託先等に、本サービスを構成している各種サービスの運用、保守等のセンター業務を委託することができるものとし、契約者はこれに異議なく承諾することとします。

第9条 免責事項

(1) 本人確認手段の不正使用等

第4条の定めにより本人確認手続きを経たのち行なった一切の取引について、当行は契約者本人の取引とみなし、「利用者識別番号」、「暗証番号」の本人確認手段について偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。

なお、当行は「暗証番号」を e-Tax へのログイン以外の目的で使用しません。画面に入力された暗証番号は契約者のサービス利用終了後直ちに破棄し、保存しません。また、「暗証番号」を当行の役職員が直接契約者に尋ねることはありません。

(2) 通信手段等の障害等

通信機器、専用電話回線、公衆電話回線、インターネットおよびコンピューター等の障害等、当行の責によらない事由により、本サービスが利用できない場合があっても、当行は責任を負いません。

(3) 通信経路における取引情報の漏洩等

公衆電話回線、専用電話回線、インターネット等の通信経路において盗聴、不正アクセス等、当行の責によらない事由により、「利用者識別番号」、「暗証番号」、e-Tax データ、その他の情報等が漏洩しても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

(4) 郵送上の事故

当行が第6条により契約者に通知する際に、郵送上の事故等当行の責によらない事由により、第三者が本サービスにかかる情報等を知ったとしても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

(5) その他

契約者が届け出た書面等を、当行が相応の注意をもって契約者本人によるものと認めて取扱を行なった場合は、それらの書面等につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

当行は、所定のブラウザソフトの内容、状態、機能、作用等について、契約者に対して、何らの保証をするものではありません。

当行は契約者に対して、本サービスへの接続、利用が妨げられないこと、障害が発生しないことを保証するものではありません。

当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、本サービスを利用したことについては、契約者が一切の責任を負うものとし、当行は責任を負いません。なお、当行の責めに帰すべき事由がある場合における当行の損害賠償責任は、純粋に当該事由に起因して現実に発生した直接損害に限り、当行はいかなる場合であっても、逸失利益、間接損害、特別損害、その他契約者に生じる一切の損害について損害賠償等の責任を負いません。

本規定の他の条項に関わらず、災害、事変、裁判所等公的機関の措置、通信業者やその他の第三者のあらゆる誤った取扱等、当行の責めによらない事由によって、当行が本サービスの提供を行なわなかった場合、もしくは誤って提供した場合には、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。

(6) e-Tax との関係

本サービスの提供にあたって当行は国税庁と何らの契約を行っておりません。e-Tax の利用について契約者と国税庁または税理士等との間に生じた紛議について、当行は責任を負いません。

(7) 準用

前記の各号については、NTT データについても適用されるものとし、この場合、前記各号の「当行」を「NTT データ」と読み替えるものとします。

(8) 他の契約との関係

当行は、契約者の本サービスの利用によって当行と契約者との預金、為替、融資取引等の契約の成立を保証することはありません。

第10条 サービスの停止および廃止

(1) サービスの停止または廃止

当行は、60日前の事前の通知をもって本サービスを停止し、または、廃止することができます。ただし、やむをえない緊急の場合、当行は、この期間を短縮できるものとします。

(2) サービス停止または廃止時の免責

前項の場合、契約者は当行に対し一切の異議を述べず、かつ本サービスの停止または廃止によって生じた損害については、債務不履行、不法行為、不当利得その他請求の原因を問わず、その賠償の請求は行なわないものとします。

第11条 その他

契約者は、本規定上の権利または義務の全部または一部を他人に譲渡、質入その他の処分をしてはならないものとします。

第12条 有効期間

本規定の当初有効期間は申込日から起算して1年間とし、契約者または当行から特に申出のない場合に限り、有効期間満了日の翌日から1年間契約されるものとし、以後も同様とします。

第13条 準拠法と管轄

本規定は日本法に準拠し、日本法に基づき解釈されるものとします。

本規定に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行の本店の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。